

小原流年金 重要事項説明書

一般財団法人小原流 2015年3月1日改訂

この【重要事項説明書】は、小原流年金の契約内容について特にご確認いただきたい事項〈契約概要〉と、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項〈注意喚起情報〉を記載しています。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認、ご理解いただきますようお願い申し上げます。なお、本書面は、ご契約に関わる全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「パンフレット」、「小原流年金保険約款」をご参照ください。

〈契約概要〉ご契約いただく年金保険制度の概要について

| 1. 商品の名称 | | |
|--|---|--|
| ・小原流年金 | | |
| 2. 制度の仕組み | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・本制度は、一般財団法人小原流の会員(以下、「会員」という)の福祉厚生に関する事業として、会員に対して年金の給付を行い、会員の老後の生活安定に寄与することを目的としています。満70歳未満の本部準会員以上の方ならどなたでも加入できます。 ・年金保険をご契約いただいた方は、特別加算年金保険を附帯することができます。 | | |
| 3. 年金財政の報告について | | |
| ・本制度の決算日は毎年12月末日とし、本会は、毎決算期に、必要な責任準備金額の確定その他の決算手続きを行ない、その結果を契約者の皆様にお届けします。 | | |
| 4. 加入資格(引受条件)について | | |
| ・本制度は、加入日時点で満70歳未満の本会の会員で本部準会員以上の者が加入することができます。 | | |
| 5. 保険期間について | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・当会の会員が、加入申込書を提出し、保険料を現金で払いこむことにより保険契約を申込みものとし、この申込みを行った日を保険契約の申込日とします。申込日以降最初に到来する月の1日を保険の契約日とし、保険契約上の責任を負います。 ・契約日から、約款に定める保険契約の消滅日までの期間を保険期間とします。 | | |
| 6. 保険料及び払込方法について | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・年金保険の加入者は、年金保険については、年金保険料として1口あたり1,000円の保険料を払い込むものとします。 ・特別加算年金の加入者は、年金保険料として、1口あたり100,000円の保険料を払い込むものとします。 ・年金保険の加入者は、所属支部に現金で支払方法のほか、当会が指定する郵便局の口座に払い込む方法のどちらかで保険料を払い込むものとします。 ・特別加算年金の加入者は、当会が指定する金融機関の口座へ振りこむ方法にて保険料を払い込むものとします。 | | |
| 7. 年金の内容について | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・年金の種類は、以下の通りです。 <p>【年金保険】 80歳有期型年金</p> <p>【特別加算年金(特約)】 下記3コースから一つを選択可能です。 特別加算10年有期型 特別加算15年有期型 特別加算一括受取型</p> | | |
| 給付(年金)の種類と支払事由及び給付を受けることのできる期間 | | |
| 給付の種類 | 主な支払事由 | 給付を受けることのできる期間 |
| 80歳有期型年金 | <ul style="list-style-type: none"> ・加入時の年齢が62歳以下の者については、保険料を36ヶ月分以上納付しかつ満65歳に達したときに年金を支払います。 ・加入時の年齢が62歳を超えていた者については、保険料を36ヶ月分以上納付し、最初の保険料の支払いから3年を経過したとき、年金を支払います。 | <ul style="list-style-type: none"> ①年金を受けることのできる期間 ・80歳の誕生日までとします。 ②年金を受け取っている期間において死亡した場合 ・75歳の誕生日までに死亡したときは、保証精算金を支払います。 ただし、70歳の誕生日の翌月以降に受給を開始した者については、受給開始より5年以内に死亡したときに保証精算金を支払います。 |

小原流年金 重要事項説明書

| | | |
|--------|---|---|
| 特別加算年金 | <p>【10年有期型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金保険の支払が開始されたときに、特別加算年金の支払いを開始します。 ・年金保険を既に受給しているものについては、特別加算年金の保険料を払い込んだ翌月の1日生存しているときに支払を開始します。 <p>【15年有期型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳の誕生日の属する月の翌月から、特別加算年金の支払いを開始します。 <p>【一括受取型】</p> <p>年金保険の支払と同時に一括して支払います。</p> | <p>【10年有期型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別加算年金の支払から10年間とします。 <p>【15年有期型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別加算年金の支払から15年間とします。 <p>【一括受取型】</p> <p>一括受取のため、期間の設定はございません。</p> |
|--------|---|---|

8. 加入者に対する返戻金について

- ・年金保険の加入者が、保険契約を解約した際には、保険料の各口について、それぞれの積立期間に応じて年金保険積立返戻金を支払います。
- ・特別加算年金の加入者が特約を解約した際には、保険料の各口について、それぞれの積立期間に応じて特別加算積立返戻金を支払います。

9. 配当金について

- ・年金保険、特別加算年金ともに、契約者への配当金はありません。

10. 本制度の廃止について

- ・本制度の廃止及びその際の年金財産の分配方法については、理事会の決議を経た上で協議し決定します。

11. 個人情報の取扱いについて

- ・当会の年金保険へのご加入に伴いご提供いただいた個人情報につきましては、個人情報保護に関する法律に基づき、個人情報の適正な管理、使用及び保護に努め、目的以外に利用することはありません。また、会員の同意なく会員の個人情報を第三者に提供することはありません。

以下の保険料のめやすは、小原流年金保険普通保険約款(平成26年4月1日改正版)に基づくものであり変更になることがあります。

12. 年金保険の月額受取額モデル例

| 毎月 10 口(10,000 円)積立てた場合 | 積立期間5年 | 10年 | 15年 | 20年 | 25年 | 30年 | 35年 |
|-------------------------|------------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 年金受取月額(概算) | | | | | | |
| 80歳有期型 | 3,640 円 | 7,360 円 | 11,180 円 | 15,090 円 | 19,100 円 | 23,220 円 | 27,430 円 |

13. 特別加算年金保険の月額受取額モデル例

| 10 口(100 万円)積立てた場合 | 積立期間5年 | 10年 | 15年 | 20年 | 25年 | 30年 | |
|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|
| | 10年有期型 | 8,760 円 | 8,980 円 | 9,210 円 | 9,440 円 | 9,680 円 | 9,930 円 |
| 15年有期型 | 5,920 円 | 6,070 円 | 6,220 円 | 6,380 円 | 6,540 円 | 6,700 円 | |
| 一括受取型 | 1,025,250 円 | 1,051,140 円 | 1,077,680 円 | 1,104,900 円 | 1,132,800 円 | 1,161,400 円 | |

小原流年金 重要事項説明書

〈注意喚起情報〉ご注意、ご理解いただきたい事柄について

1. 加入の申込みの撤回(クーリング・オフ)について

- ・申込者又は加入者(以下、「申込者等」という)は、保険契約の申込日と保険契約の申込みの撤回又は解除(以下、この条において「クーリング・オフ」という)に関する事項を記載した書面を交付された日とのいずれか遅い日から起算して8日以内に本会宛ての書面の送付によって、本契約のクーリング・オフを行なうことができます。
- ・本会宛ての書面には、クーリング・オフを行使する旨の意思表示、保険契約の申込みを行なった年月日並びに申込者等の氏名、住所及び自署による署名又は記名押印が必要となります。
- ・本会は、クーリング・オフが行なわれた保険契約に関し保険料を収受しているときは、その全額をすみやかに申込者等に返還します。

2. 告知義務について

- ・本制度へのご加入に際しては、加入者に対し告知を求めません。

3. 責任開始期について

- ・本会は、契約日から保険契約上の責任を負います。
- ・申込日は、会員が加入申込書を提出し、保険料を現金で払い込むことにより申し込むものとし、この申込みを行った日を申込日とします。申込日以降最初に到来する月の1日を保険の契約日とし、保険契約上の責任を負います。

4. 年金をお支払いできない場合について

- 次のような場合には年金の支払いに制限があります。
- ・加入する際に加入者に詐欺行為があった場合は、加入が取消となる場合があります。既に払い込まれた保険料は払い戻しません。
 - ・加入者が、年金を不法に取得する目的又は他人に年金を不法に取得させる目的で本制度に加入した場合には、当該加入が無効となる場合があります。既に払い込まれた保険料は払い戻しません。

5. 保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活について

- ・この保険には、保険料の払込猶予期間を設けておりません。
- ・契約の失効、復活も取扱いはございません。

6. 解約及び返戻金について

- ・年金保険の加入者が、保険契約を解約した際には、保険料の各口について、それぞれの積立期間に応じて年金保険積立返戻金を支払います。
- ・特別加算年金の加入者が特約を解約した際には、保険料の各口について、それぞれの積立期間に応じて特別加算積立返戻金を支払います。

7. 年金数理上の計算基礎変更による保険料又は年金額の増減について

- ・本会は、少なくとも3年ごとに、決算の結果その他の事情を考慮して年金財政計画の検討、利源分析を行ないます。その結果、年金数理上の計算基礎を変更する必要があった場合、理事会の決議を経た後、主務官庁の認可を得た上で、保険料又は年金額(受給者の年金額を含む)の増減を行なうことがあります。この場合、本会は加入者及び受給権者に通知します。

8. 保険契約者保護機構について

- ・小原流年金は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約ではなく、本会に対しては同機構が行う資金援助等の措置の適用はありません。

9. 保険期間中における保険料の増額又は年金額の減額について

- ・本会は、その業務又は財産の状況に照らして、この制度の継続が困難になる蓋然性がある場合には、保険期間中において保険料を増額し又は年金額を減額すること(以下、「契約条件の変更等」という)があります。
- ・契約条件の変更等を行なう場合、本会は契約条件の変更等につき理事会の決議を経た後、主務官庁の認可を得た上で、速やかに加入者及び受給権者に通知します。

10. 個人情報の取扱いについて

- ・年金保険への加入に伴い提供のあった個人情報につきましては、個人情報保護に関する法律に基づき、個人情報の適正な管理、使用及び保護に努め、目的以外に利用することはありません。また、会員の同意なく会員の個人情報を第三者に提供することはありません。

お問い合わせ、お申込手続き、ご契約内容変更手続き等は、下記にて承ります。

一般財団法人小原流 総務部共済事業課 TEL03-3499-1200 受付時間:[月一金]9:00~17:00(祝日は除きます)